

## 「酒類における有機等の表示基準」改正案の比較対照表 (案)

※ アンダーラインが修正部分である。

修 正 案	当 初 案
<p><b>酒類における有機等の表示基準</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>(有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準)</p> <p>2 有機農畜産物加工酒類の製造方法及び品目(酒税法(昭和28年法律第6号)に規定する酒類の品目をいう。以下同じ。)の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 原材料の使用割合は、次のとおりとする。</p> <p>原材料(水及び加工助剤を除く。)の重量に占める有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機農畜産物加工酒類(以下「有機農畜産物等」という。)の重量の割合(以下「有機農畜産物等の使用割合」という。)が95%以上であること。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>(有機農畜産物加工酒類の名称等の表示)</p> <p>3 有機農畜産物加工酒類の名称の表示、原材料に使用した有機農畜産物等の名称の表示及び有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示(以下「有機農畜産物等の使用表示」という。)をする場合は次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 原材料に使用した有機農畜産物等の名称の表示は、農畜産物等の一般的な名称の前又は後に「有機」又は「オーガニック」の文字を記載すること。</p> <p>この場合において、原材料に使用した有機農産物又はこれを原材料として製造若しくは加工したもののうち、その名称に「転換期間中」と表示されているものがあるときは、「転換期間中」の文字を併せて記載すること。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>4～5 (省略)</p>	<p><b>酒類における有機等の表示基準</b></p> <p>1 (省略)</p> <p>(有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準)</p> <p>2 有機農畜産物加工酒類の製造方法及び品目(酒税法(昭和28年法律第6号)に規定する酒類の品目をいう。以下同じ。)の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 原材料の使用割合は、次のとおりとする。</p> <p>原材料(水を除く。)の重量に占める有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機農畜産物加工酒類(以下「有機農畜産物等」という。)の重量の割合(以下「有機農畜産物等の使用割合」という。)が95%以上であること。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>(有機農畜産物加工酒類の名称等の表示)</p> <p>3 有機農畜産物加工酒類の名称の表示、原材料に使用した有機農畜産物等の名称の表示及び有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示(以下「有機農畜産物等の使用表示」という。)をする場合は次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 原材料に使用した有機農畜産物等の名称の表示は、農畜産物等の一般的な名称の前又は後に「有機」又は「オーガニック」の文字を記載すること。</p> <p>この場合において、原材料に使用した有機農産物又はこれを製造若しくは加工したもののうち、その名称に「転換期間中」と表示されているものがあるときは、「転換期間中」の文字を併せて記載すること。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>4～5 (省略)</p>

修正案	当初案
<p>(酒類における遺伝子組換えに関する表示)</p> <p>6 (省略)</p> <p style="text-align: center;">〔 現行基準からの改正なし 〕</p> <p>別表 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、<u>タンニン</u>、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、酒石酸、DL-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、<u>グアーガム</u>、アラビアガム、ベントナイト、ケイソウ土、<u>パーライト</u>、二酸化珪素、活性炭、木灰、香料（化学的に合成されたものでないこと。）、窒素、二酸化炭素、酸素、酵素、一般飲食物添加物、<u>二酸化硫黄</u>、<u>酵母細胞壁</u></p> </div> <p>(注) (省略)</p> <p>別表 2～別表 4 (省略)</p>	<p>(酒類における遺伝子組換えに関する表示)</p> <p>6 酒類における遺伝子組換えに関する表示は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 対象農産物(組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目であって別表3に掲げるものをいう。以下同じ。)又はこれを原材料とする加工食品(遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準(平成18年農林水産省告示第1505号。以下「農林水産大臣の定める基準」という。)の別表2に掲げる加工食品をいう。以下同じ。)を原材料とするものであって組み換えられたDNA若しくはこれによって生じたたん白質が残存する酒類(これを原材料とするものを含み、次号に掲げるものを除く。)又は特定遺伝子組換え農産物(対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。)であって別表4の左欄に掲げる形質を有する同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とするもののうち同表の中欄に掲げる酒類については、農林水産大臣の定める基準の加工食品の規定を準用して、当該酒類の容器又は包装に遺伝子組換えに関する表示を行うこと。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>別表 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>クエン酸、乳酸、リンゴ酸、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、<u>柿タンニン</u>、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸カルシウム、炭酸アンモニウム、炭酸マグネシウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、塩化マグネシウム、酒石酸、DL-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸水素カリウム、リン酸二水素カルシウム、硫酸カルシウム、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、アラビアガム、ベントナイト、ケイソウ土、<u>二酸化珪素</u>、活性炭、木灰、香料（化学的に合成されたものでないこと。）、窒素、二酸化炭素、酸素、酵素、一般飲食物添加物、<u>ピロ亜硫酸カリウム</u>、<u>二酸化硫黄</u></p> </div> <p>(注) (省略)</p> <p>別表 2～別表 4 (省略)</p>